



日本司法支援センター

資力申告書

202604

No.

【機3】

【犯罪被害者等法律援助用】

※犯罪被害者等法律援助の代理援助申込時に、本書に必要な事項をご記入の上、ご提出ください。
(法律相談のみの場合は、提出の必要はありません。)

申込日	年	月	日	
フリガナ				
申込者氏名	生年月日	年	月	日
受任予定者	登録番号			

- * 配偶者は法律上の婚姻関係にある方のみご記載ください。
* 配偶者が加害者である場合など、配偶者の資力を加算することが相当でない場合は、加算しないことができます。
その場合は、事情聴取書【様式3-2】をご提出ください。

●配偶者の有無

配偶者	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	配偶者氏名	
-----	----------------------------	----------------------------	-------	--

資力申告

- * 申込者が未成年の場合は、法定代理人全員の資力を配偶者欄に記載してください。
(法定代理人の資力を加算することが相当でない場合を除く)

	申込者本人	配偶者	申込者本人と配偶者の合計
現金・預貯金 ・有価証券等	円	円	①資力の額の合計 円

- * 「現金・預貯金・有価証券等」は、その者に属する現金、預金その他細則で定めるこれらに準ずる資産の合計額をいいます。
* 現金・預貯金のうち、犯罪被害者等支援給付金その他給付金として入金があった額は除きます。

支出申告

(被害を原因として、申込後1年以内に支出することとなる費用)

項目	支出の額	項目	支出の額
治療関係費 (手術費、治療費及び カウンセリング費)	円	被害者の葬儀代	円
入院及び通院付添費 (職業付添人による入院付添費)	円	装具・器具等 (義歯、義眼、義手、義足等) 購入費	円
入院雑費及び 通院交通費・宿泊費	円	転居費用	円
リハビリテーション・ 介護に要する費用	円	裁判に係る交通費・宿泊費 (犯罪被害者等法律援助申込者が負担する 場合に限る)	円
* 審査に必要な場合には、資料の提出を求めることがあります。			②支出の額の合計 円

①資力の合計－②支出の合計

※資力の合計から支出の合計を引いた金額が
300万円以下である必要があります。

円